

加古川市市道路線認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は道路法(昭和27年法律第180号)に基づく道路を市道に認定する場合における基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)道 路 一般の交通の用に供されている道。
- (2)市 道 道路法第3条第4号による道路。
- (3)集 落 住居が概ね20戸以上の集まった地域。
- (4)公共施設 教育施設、医療施設、官公庁施設、港湾施設及びその他の施設で地域における公共の福祉または、利便のために必要な施設。

(市道認定条件)

第3条 市道として認定しようとする道路は、次の各号に掲げるいずれかの条件に該当しなければならない。

- (1) 道路の起点、終点が市道または、国道、県道及び将来認定予定道路に接続または、接続予定していること。
 - (2) 公共施設または交通機関の停車場、集落等に連絡する道路であること。
 - (3) 地方公共団体が設置または、土地区画整理法、土地改良法等の規定に基づき設置した道路であること。
 - (4) その他、特に市長が必要と認めた道路。
- 2 市道として認定しようとする道路は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。
- (1) 道路敷の所有権が加古川市であること。または、取得が確定していること。ただし、国及び県有財産等である場合はこの限りでない。
 - (2) 道路との官民境界が明確であり、境界杭(金属製明示版)で表示していること。
 - (3) 道路の有効幅員が4.0m以上あり側溝街渠等の排水設備を完備していること。
専用自歩道は幅員2.0m以上であること。ただし、地形上やむを得ない場合は幅員1.5m以上であること。
 - (4) 道路の舗装は、加古川市が管理する道路の構造に関する基準を定める規則第24条(平成25年規則第2号。以下「規則」という。)に準じていなければならない。
 - (5) 主要市道の橋梁及び暗渠は、規則第38条に準じていなければならない。
その他の市道については、道路構造令施行規則第5条に準じていなければならない。
 - (6) 電柱等の物件は道路部外に設置しなければならない。また、道路敷地内に布設されている工作物の所有・管理が明確でなければならない。

- 3 市道として認定しようとしている道路は、次に定める引継図書を提出しなければならない。
位置図、道路台帳平面図、求積図、字限図、地下埋設物平面図、横断図、縦断図、境界確認図
境界点調書、道路敷境界確認承諾書、敷地調書、路線調書、主要構造物台帳(橋梁、踏切、トンネル)その他

(市道認定できない道路の管理)

第4条 前条による条件を満たさない道路でも特に、市長が必要と認めた道路は、管理することが出来る。

附 則

この基準は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。